

くまもとけんりつ いなだしえんがっこうこうとうぶせいとこころえ  
熊本県立かもと稲田支援学校高等部生徒心得

れいわ ねん ねん がつ  
令和6年(2024年)4月

くまもとけんりつ いなだしえんがっこう  
熊本県立かもと稲田支援学校

こう くん  
校 訓

こころゆた みち もと とも い  
心豊かに 道を求め 共に生きる

せいと つぎ ことがら まも いなだしえんがっこう せいと じかく ほこ おも  
生徒は次の事柄を守り、かもと稲田支援学校の生徒であることを自覚し、誇りと思いやりの  
ある行動をする。生徒心得に従い、学校や社会の一員としてふさわしい行動を心がける。

だい しょう とうがく  
第1章 通学

- 1 通学の際は制服を着用し、交通規則・マナーを守り、決まった経路で通学する。
- (1) 自転車による通学を希望する者は、自転車通学届けを提出し、校長の許可を得る。
- (2) 自転車通学をする者は、ヘルメットを着用し、交通規則を守り安全運転をするるとともに、マナーを守り歩行者や車両の迷惑にならないようにする。使用する自転車は、TSマーク付帯保険への加入及び家庭で定期点検整備を行い、安全を確保したものとす。
- (3) 路線バスによる通学を希望する者は、バス通学届けを提出する。
- (4) 原付バイクによる通学は原則禁止とする。
- (5) ヘルプカードを携帯する。

- 2 登下校の時間を守る。
- とうこう ごぜん じ ふん げこう ごご じ ふん  
登校：午前8時45分 下校：午後3時15分

だい しょう けっせき ちこく  
第2章 欠席・遅刻

- 1 欠席・遅刻
- (1) 病気やその他の理由で欠席、遅刻する場合は、原則として保護者から学校に、かもと稲田支援学校連絡フォームで8時45分までに連絡する。
- (2) 忌引きの場合は、保護者から学校に連絡をする。忌引きの日数は次の通り。

ふ ほ か そ ふ ほ … か きょうだいしまい か  
父母…7日 祖父母…3日 兄弟姉妹…3日  
そうそふほ にち おじ おば おじ おば にち  
曾祖父母…1日 伯父、伯母 叔父、叔母…1日

### 第3章 学校生活

#### 1 服装・身だしなみ

- (1) 身だしなみや服装は、現場実習や就職試験に臨むことを想定した学習の場にふさわしいものとする。
- (2) 冬服期間は10月～5月、夏服期間の目安は6月～9月とするが、気候や生徒の体調等を考慮し、各自で調整する。
- (3) 通学時や学校生活時は、指定された制服を着用する。制服着用時以外は、原則として指定された体操服及び作業服を着用する。
- (4) 頭髪は常に清潔を保ち、髪が長い人はヘアゴムで結ぶ等して学習の妨げにならないように整える。
- (5) 靴や靴下は、通学にふさわしいものを着用する。  
通学靴：革靴、スポーツシューズ、スニーカー等。  
靴下、タイツ：通学や学習の場にふさわしいもの。
- (6) 防寒着については、通学にふさわしく気候や生徒の体調等に合うものを着用する。  
コートやダウンジャケットなどの上着、マフラーは、室内では脱ぐことを基本とする。
- (7) 事情により指定の服装を着用しない場合には、学校の許可を受ける。

#### 2 携帯電話・スマートフォンの使用

- (1) 携帯電話・スマートフォンの所持にあたっては、生徒と保護者が十分な話し合いを行い、フィルタリングを設定するなどの約束を守る。利用については、基本的に午前6時から午後10時までとする。
- (2) 校内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。事情により校内で使用する必要がある際には担任の許可を得る。紛失等の不安がある場合には、保護者からの届け出により、登校後から下校時まで、担任に預けて保管することができる。
- (3) 自分や友達の身を守るために、携帯電話やスマートフォン、インターネット等を利用した個人情報（氏名、画像、電話番号、住所等）、他人を傷つけるような情報の発信はしない。知らない人とのやりとりや知らない人と会わない。
- (4) 緊急時の連絡手段確保のため、モバイルバッテリーを校内に持ち込むことはできるが校内での使用は禁止する。事情により校内で使用する必要がある際には担任の許可を得る。紛失等の不安がある場合には、保護者からの届け出により、登校後から下校時まで、担任に預けて保管することができる。

### 第4章 交友

- 1 交友は、お互いを尊重し合い、節度を守り、健全な高校生らしい交友を行う。
- 2 下校後や休日の外出、交友については、保護者の管理下とする。

- 3 原則として生徒同士で金銭の受け渡しは行わない。

## 第5章 政治的活動等

- ※ 「政治的活動等」とは、例えば「〇〇候補者・△△党に投票して」と人に頼んだり（選挙運動）、「〇〇候補を一緒に応援して」と人を誘ったりする（政治的活動）ことである。
- 1 本校生徒として選挙について学習をし、公職選挙法などのきまりを守る。
  - 2 政治的活動等は、「構内（学校敷地内）」では禁止する。ただし、「構外」であっても各種競技会や修学旅行、発表会などの学校行事等では行わない。
  - 3 満18歳未満の者は選挙運動を行ってはならない。
  - 4 満18歳未満の者を使って選挙運動をしてはならない。
  - 5 満18歳以上で選挙権を有する者は、選挙運動を行うことができるが、選挙運動可能期間に限る。また、選挙運動を行う場合は保護者の理解を得ること。
  - 6 電子メールを使用した選挙運動は、年齢に関係なく行ってはならない。
  - 7 ある候補者を当選させるために、物などを渡してはならない。

## 第6章 その他のきまり

- 1 アルバイトは、原則として禁止する。事情によりアルバイトを行う必要がある場合には、保護者から学校に申し出て校長の許可を得る。（別途規定を定める）
- 2 原付バイク・自動車の免許取得を希望する者は、校長に願を提出し許可を受け、保護者の責任において行う。（別途規定を定める）
- 3 通学時に自転車を利用せず、学校外や休日等に自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を推奨する。

## 第7章 禁止事項

上記に掲げた生徒心得を著しく反する行為を行った場合や、以下の行為を行った場合、校長の判断の下、特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為
  - (1) 飲酒・喫煙（喫煙同席、たばこ等の所持を含む）
  - (2) 暴力、脅迫、威圧、強要行為、いじめ
  - (3) 危険物の所持、建造物・器物損壊
  - (4) 窃盗、万引き
  - (5) 交通規則違反
  - (6) 性に関する問題行動
  - (7) 薬物乱用等
  - (8) その他犯罪行為全般

## 2 本校の生徒心得等に違反する行為

- (1) パチンコ店・インターネットカフェ等の各種遊技場、その他高校生にふさわしくない施設や場所、年齢制限のある場所への立ち入り（保護者同伴でのゲームセンター、カラオケボックスの利用を除く）
- (2) 指導に従わない等の指導無視及び暴言
- (3) スマートフォン等の不適切な使用
- (4) 登校後の無断早退、無断外出
- (5) 家出及び夜間外出、深夜徘徊、外泊（保護者同伴の場合を除く）
- (6) 無断アルバイト
- (7) 無断免許取得及び運転
- (8) その他、学校が教育上特別な指導を必要すると判断した行為